

食物アレルギー対応について

※ 給食開始当初 (H30 年度 4 月～) は、安全確保のため、アレルギー対応を限定して実施します。(除去食提供、代替食持参による対応を行いません。)

- ① 年度ごと（新入生は小6の間）に食物アレルギー対応調査を行い、アレルギー対応が必要かどうかを判断します。
⇒アレルギー対応の可能性がある場合、中学校から必要書類をお渡しします。保護者・医師でご記入いただき、中学校へ提出して下さい。
- ② アレルギー対応生徒の保護者に、毎月「食品内容一覧表」、「献立対応確認表」をお渡し、「献立対応確認表」のやり取りを保護者⇄中学校間で行います。
- ③ 食品表示法上の表示義務がある特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）のうち、「えび、かに、そば、落花生」の4品目は当面の間、使用しません。ただし、微量混入の可能性は完全に排除できません。